

平成28年度第2回

青梅市都市計画審議会

議 事 録

平成28年度第2回青梅市都市計画審議会議事録

○ 開催日時 平成29年2月6日(月) 午前9時30分

○ 会場 青梅市役所 議会棟3階 大会議室

○ 出席者(18人)

委員(18人)

中井 検 裕	会長		
みねざき 拓実	委員	藤野 ひろえ	委員
ひだ 紀 子	委員	片谷 洋 夫	委員
湖城 宣 子	委員	島崎 実	委員
天沼 明	委員	野村 有 信	委員
小澤 順一郎	委員	野崎 啓太郎	委員
西浦 定 継	委員	石坂 弘 司	委員
君嶋 幸 夫	委員	井口 健一郎	委員
佐藤 至	委員	伊藤 圭	委員
中野 のぞみ	委員		

○ 欠席者(0人)

○ 説明のため出席した者の職氏名(7人)

市長	浜 中 啓 一	環境部長	大 谷 繁
まちづくり経済部長	清 水 宏	清掃リサイクル課長	木 村 文 彦
都市計画課長	水 信 達 郎	清掃リサイクル課清掃係長	川 田 吉 見
都市計画課計画係長	伊 藤 慎 二 郎		

平成28年度第2回青梅市都市計画審議会議事日程

- 1 市長あいさつ
- 2 委嘱状の交付
- 3 説明者の職氏名の報告
- 4 会長の互選
- 5 会長職務代理者の指名
- 6 議事録署名委員の指名
- 7 協議事項
青梅都市計画汚物処理場の決定について
- 8 その他
議事録の発言者名の記載等について

議事内容

(都市計画課長)

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

開会前ですが、本日の会議資料について、お手元にお配りしております資料リストによりご説明いたします。

はじめに

資料1 青梅都市計画汚物処理場の決定(原案)

つづきまして、資料番号は附ってございませんが、

「青梅市都市計画審議会委員名簿」

つづきまして

「平成28年度 第1回青梅市都市計画審議会議事録」

以上の3種類です。

不足の資料がありましたら、事務局までお申し出ください。

なお、本日の会議開催に当たりましては、学識経験者の委員の方々の任期満了に伴い、現在、会長および会長職務代理者が不在となっております。

そこで、会長が決定するまでの議事進行につきましては、学識経験者の委員として、委員に仮の議長をお願いし、進めていただきたいと思います。

それでは、委員、よろしくお願いいたします。

○ 開 会

(仮議長)

おはようございます。それでは、臨時で議事を進めさせていただきたいと思えます。

ただいまから、平成28年度第2回青梅市都市計画審議会を開会いたします。

議事日程に従い、議事を進めます。

初めに、市長より挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

1 市長あいさつ

(市長)

皆さん、おはようございます。

委員の皆様方には、お忙しいところ、平成28年度第2回青梅市都市計画審議会に、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろより、青梅市の都市計画行政につきまして、御理解、御協力をいただきますこと、心よりお礼申し上げます。

さて、本日は、2年間の任期満了を迎えられました、学識経験者の委員および市民委員の皆様につきまして、学識経験者の委員におかれましては、引き続き、委員をお願いしております。

また、新たに、委員をお願いすることといたしました。

市民委員につきましては、新たに、公募によるお二人に委員をお願いすることといたしました。後ほど、委嘱状を交付させていただきますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、本日の協議事項につきましては、「青梅都市計画汚物処理場の決定について」であります。青梅市の都市計画にとって重要な案件でありますので、慎重に御審議いただきますようお願い申し上げます、挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(仮議長)

どうもありがとうございました。

本日、委員が少し遅れておりますけれど、欠席の方はおられないということです。

2 委嘱状の交付

(仮議長)

続きまして、議事日程の2、委嘱状の交付を行います。

市長より、委嘱状の交付をさせていただきます。

(都市計画課長)

それでは、順次お名前を申し上げますので、その場で御起立をいただき、市長より委嘱状をお受け取りいただきたいと思います。と存じます。

初めに、学識経験者の委員から、お願いいたします。

<市長より委嘱状交付>

続きまして、市民委員のお二人、お願いいたします。

<市長より委嘱状交付>

(仮議長)

以上で、委嘱状の交付は終わりました。

ここで、初めて委嘱を受けられました委員、2人の市民委員の方に、一言御挨拶をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(委員)

昨年の11月より青梅市商工会議所の会頭を仰せつかりまして、まだ新米でございますけれども、よろしくお願いいたします。

(仮議長)

続いて、市民委員の方からよろしくお願いいたします。

(委員)

現在、青梅駅周辺のカフェ、喫茶店を紹介する青梅カフェというインターネットのサイトをやっております。青梅駅周辺ではカフェが20軒ぐらいあるんですね。これは珍しいと思い、ぜひ紹介したいと思って。いずれ青梅をコーヒーのまちにしよう、というのが、自分の野望でございます。こういう場は初めてなので緊張しておりますが、精いっぱい務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

(仮議長)

どうもありがとうございます。

続いて、よろしくお願いいたします。

(委員)

昨年4月に結婚しまして青梅市に引っ越してまいりました。ありがたいことに、妊娠今8ヶ月でして4月中旬出産予定です。7月は、子供が産まれた状態で会議に参加するのかなと思うのですが、御迷惑おかけするかと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(仮議長)

どうもありがとうございました。

今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

3 説明者の職氏名の報告

(仮議長)

続きまして、議事日程 3、説明者の職氏名の報告を事務局よりお願いいたします。

(都市計画課長)

本日出席しております説明者は、まちづくり経済部長、環境部長、清掃リサイクル課長、清掃リサイクル課清掃係長、都市計画課計画係長と私、都市計画課長でございます。よろしく願いいたします。

4 会長の互選

(仮議長)

続きまして、議事日程 4、会長の互選に移りたいと思います。

当審議会の会長につきましては、当審議会条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、学識経験者の委員のうちから互選により定めることとされております。

学識経験者の委員のどなたか推薦をいただき、皆様にお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

<異議なしの声>

(仮議長)

それでは、御発言をよろしく願いいたします。

(委員)

私は、引き続き、東京工業大学教授の委員に会長をお願いしたいと思っております。

すが、いかがでしょうか。

(仮議長)

推薦がありましたけれど、いかがでしょうか。

(委員)

<異議なしの声>

(仮議長)

それでは、委員に当審議会の会長を引き続きやっていただくということでお願いしたいと思います。

それでは、会長が決定いたしましたので、会長に議長をお願いいたしまして、私の務めは、ここで終わらせていただきます。御協力どうもありがとうございました。

ここで、暫時休憩とさせていただきますが、その場でどうぞお待ちください。

<再開>

(会長)

それでは、再開させていただきます。

改めまして、会長を仰せつかりました。どうぞよろしくお願いいたします。

議事の再開に先立ちまして、本日、取材の依頼があるということでございます。

(都市計画課長)

新聞社より、ニュースの報道の目的で撮影の許可の申し込みがあり、青梅市都市計画審議会の会議公開に関する取り扱い要綱に基づきまして、会長より許可をいただきましたので、御報告させていただきます。

(会長)

それでは、入室をお願いできればと思います。

傍聴の方は今のところいらっしゃいませんか。もし、傍聴の方が来られましたら、随時入室をお願いできればと思います。

それでは、議事に移りたいと思います。

5 会長職務代理者の指名

(会 長)

まずは、議事日程の5になります。会長職務代理者の指名に移ります。

会長職務代理者につきましては、当審議会条例第4条第3項において、会長が指名すると定められております。この規定に基づき、私から指名させていただきます。

学識経験者の委員に、職務代理者をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委 員)

<異議なしの声>

(会 長)

ありがとうございます。それでは、委員よろしくお願いいたします。

6 議事録署名委員の指名

(会 長)

続きまして、議事日程の6、議事録署名委員の指名に移ります。

議事録署名委員につきましては、議長の他に議長が指名する委員を名簿記載順に指名しております。

本日の審議会の議事録署名委員については、委員をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

7 協議事項

(1) 青梅都市計画汚物処理場の決定について

(会 長)

それでは、協議事項に移りたいと思います。

本日、協議事項が1件ございます。「青梅都市計画汚物処理場の決定について」でございます。

それでは、担当より御説明をお願いいたします。

(環境部長)

それでは、協議事項の「青梅都市計画汚物処理場の決定」につきまして、御説明申し上げます。

汚物処理場は、家庭から排出されるし尿等を処理する施設であり、良好な都市環境を維持するための施設として、都市計画法第11条第1項第3号に規定する都市施設に該当するものでございます。

こうした施設は、基本的に都市計画決定を行い建設することとされておりますが、青梅市し尿処理場は、平成8年に民間事業者が、建築基準法第51条のただし書きの許可を得て建設したものでありまして、平成10年に、民間事業者から市に帰属されて以降、市の施設として、管理・運営を行っているものでございます。

当施設は、竣工から約20年が経過し、老朽化が進んでおりますが、市では今後とも、し尿と浄化槽汚泥を適切に処理する必要があることから、このたび、基幹設備の一部を改良し、し尿および浄化槽汚泥を併せて処理する施設として整備することとしたものでございます。

この整備に当たりまして、当施設を都市計画法に基づく都市計画施設として位置づけるため、都市計画決定を行おうとするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長より御説明させていただきますので、御協議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(会長)

御説明をお願いします。

(清掃リサイクル課長)

それでは、「青梅都市計画汚物処理場の決定」につきまして、御説明申し上げます。

お手元にお配りをいたしました資料1をご覧いただきたいと存じます。

表紙をおめくりいただき、1ページの理由書をご覧ください。

2の都市計画決定の理由でございますが、ただいま環境部長より御説明申し上げましたとおり、し尿や浄化槽汚泥を処理する汚物処理場につきましては、本来ですと、都市計画法で規定される「都市施設」として都市計画決定を行い、設置すべきものであります。既存の「青梅市し尿処理場」は、建設当時、民間が設置・運営する施設であったことから、東京都都市計画審議会の議を経て、「都市計画上、

支障がない」ものとして、建築基準法第51条のただし書きの許可を得て設置されたものであります。

このたび、施設の老朽化等に伴いまして、基幹設備の一部を改良することから、これに合わせ、都市施設として都市計画決定を行い、将来にわたり、し尿・浄化槽汚泥の安定的な処理を行おうとするものであります。

続きまして、都市計画決定の内容であります。

3ページをご覧ください。

都市計画に定める事項となります。名称は「第1号青梅市し尿処理場」とし、位置につきましては、「青梅市黒沢1丁目地内」、面積は「約0.7ヘクタール」となります。

備考欄の処理能力につきましては、都市計画決定事項ではありませんが、計画処理能力であります「日量18キロリットル」を記載してございます。

今回の改良工事により、従来のし尿に加え、浄化槽汚泥も併せて処理する施設として整備することとしております。また、この施設改良に伴い、広域処理の観点から、現在の青梅市、福生市、瑞穂町に西多摩衛生組合構成市でございます羽村市も加えた3市1町の処理を行う計画であるため、計画処理能力につきましては、改良後の施設の稼働能力であります。平成31年度のし尿および浄化槽汚泥の搬入想定量をもとに算定してございます。

次に、4ページをご覧ください。

都市計画図に処理場の位置を表示した総括図であります。表示が小さくて恐縮でございますけれども、当該施設の位置を図面の中央やや上側に赤く表示してございます。黒沢地区の採石場跡地の南側に位置してございます。

5ページをご覧ください。

計画区域を表示した計画図であります。天寧寺坂通りに接して黒い太線で囲った区域が計画区域でありまして、この区域面積が約0.7ヘクタールであります。

6ページをご覧ください。

施設の配置図でございます。今回の改良工事は、基本的には既存建屋内の設備を改良するものでございますが、一部の設備につきましては、新たに建屋を建築して設置を行うものです。図面に「青梅市し尿処理場」の文字を囲んでいる太い黒線の四角が、既存の建屋でございます。その上に小さく四角で囲んであるのが新たに建設する建屋となります。

最後に、都市計画決定のスケジュールでございます。

恐れ入りますが、戻っていただきまして、2ページをご覧いただきたいと存じます。

本日、当審議会で御協議をいただいた後、今月の21日に説明会を開催する予定であります。

そして、3月に都市計画法第19条第3項に基づく、東京都との協議、4月に都市計画法第17条の(案)の公告・縦覧を行い、その後、5月の当審議会における諮問を経て、6月に都市計画決定を行う予定でございます。

以上、雑駁でございますが、「青梅都市計画汚物処理場の決定について」の説明を終わりにさせていただきます。

(会 長)

説明は以上でございます。

それでは、御質問、御意見等ございましたらお願いをしたいと思います。

委員。

(委 員)

1ページの理由書の下から3行目、し尿および浄化槽汚泥を併せて処理する施設と記載がありますが、し尿と、浄化槽汚泥ですと、当然、濃度とか水質の違いで処理工程や再生利用目的の違いがありますが、そういうことに関しては大丈夫なのでしょうか。

(会 長)

担当、どうですか。

(清掃リサイクル課長)

し尿と浄化槽汚泥の処理ということでございますが、青梅市の場合は、これまでし尿はし尿、浄化槽汚泥は浄化槽汚泥ということで、別々に処理をしてきた経緯がございます。ただ、この処理につきましては、一緒に併せた処理をしている処理場もございます。そういう中で、青梅市の場合、これからし尿の量というのは、大きく減少が見込まれますので、それだけを処理していくのは非常に非効率的な処理になるということもございます。このため今回の計画は、し尿と浄化槽汚泥を併せて処理をすることとしており、処理方式としては、今の処理方式と同じでございますが、

浄化槽汚泥も併せ処理することから、それに対応した設備が一部必要になります。

それと、処理自体はそういう処理をするわけですがけれども、し尿処理に伴いまして、最終的に発生する脱水ケーキ、し尿の水分をとって残ったものを脱水した脱水ケーキの処理でございますけれども、現在は、それを焼却させていただいて、日の出のエコセメント化施設に持ち込んでエコセメントの原料にしているところでございます。

今回の改修に当たりましては、こうした焼却については取りやめをして、埼玉県にございます堆肥化施設に持ち込んで、堆肥の原料とするような形で最終処分を行っていきたいと考えておるところです。

(会 長)

ありがとうございます。よろしいですか。

他はいかがでしょうか。

委員。

(委 員)

今、し尿処理量の減少というお話がありまして、3市1町ということでしたが、青梅市もし尿処理量が随分減っているようですが、このくみ取り件数というのでしょうか、この辺は今どのぐらいになっているのか、お願いします。

(会 長)

すぐ、わかりますか。担当、どうぞ。

(清掃リサイクル課長)

現状のし尿処理の対象世帯でございますけれども、3,501世帯になります。

(委 員)

これは3市1町の全体ですか。それとも青梅市だけ。

どんどん減っているということで、完成するころはどのぐらいになっているか、その確認ですけれど。お願いします。

(清掃リサイクル課長)

只今申し上げました世帯数は、青梅市の分の世帯数でございまして、他の自治体の世帯数については、手元に資料がございません。

ただ、全体的に言える傾向としましては、各市とも、下水道の整備等が進み、また、一方では、人口減少という要因もございまして、そうした中で、し尿の方については、浄化槽汚泥に比べ減少率が高いものと認識をしております。

(委員)

それから、新しくできるこの施設は、耐用年数はどのぐらいなのでしょう。また、建築費用はどのぐらいで、補助金などはあるのかどうか、お願いします。

(会長)

担当、どうぞ。

(清掃リサイクル課長)

施設の耐用年数でございますけれども、こうした施設の耐用年数というのは一般におおむね10年から15年と言われております。こうした中で、青梅市におきましては、今回のこの施設改修に当たりまして、長寿命化計画の策定の中で、目標年次を平成40年とさせていただいております。

(会長)

事業費は幾らですか。

(清掃リサイクル課長)

総事業費でございますが、工事費と設計施工管理といった経費を全て合わせますと約6億2,000万円を予定しております。

(会長)

補助金は。

(清掃リサイクル課長)

今回、この施設の改修に当たりましては補助金はございません。

(会 長)

委員。

(委 員)

最後になりますが、この2ページに都市計画決定のスケジュールがあるのですが、先ほどの説明で完成が確か31年とおっしゃったような気がするのですが、完成までのその辺のスケジュールを教えてください。

(会 長)

事業スケジュールをお願いします。

(清掃リサイクル課長)

都市計画決定のスケジュールにつきましては、先ほど御説明をさせていただきました。実際のし尿処理場の工事発注等に当たりましては、金額的なものもございませぬので、9月議会で発注の御承認をいただいた後に、着工していくような形となります。

今回の工事につきましては、一般的な工事発注と違いまして、性能発注という形をとらせていただきます。性能発注というのは、設計から施工まで一連で発注をするような方式でございまして、し尿処理等の施設の発注方式としては、国の指針も示されており、一般的な発注方法となります。

こうしたことから、29年、30年の2ヶ年をかけて施工する予定でございます。

(委 員)

ありがとうございました。

(会 長)

他にはいかがでしょうか。

委員。

(委 員)

6ページですけれども、四角で囲ってあります新たに建てる建屋は、どのような機能を持っている建屋でしょうか。

(会 長)

どのような機能というのは。

(委 員)

下にはし尿処理場とあります。そこで基幹設備の一部を改良して、そこで、し尿と浄化槽汚泥を併せて処理とすることだと思えるのですが、この上の小さな四角の新たな建屋は、こういった機能をもたせるものなのかということでお願いします。

(会 長)

担当、どうぞ。

(清掃リサイクル課長)

処理施設の中の設備改良になりますが、今回、新たな建屋をつくって設置するのは、いわゆる膜分離施設ということで、処理をするために搬入されたし尿を分離する設備を入れます。既存の施設内では設置が難しいので、新たな建屋を設置するという予定でございます。

(会 長)

委員。

(委 員)

そうしますと、青梅市し尿処理場と書いてある大きな既存建物で処理したものを、もう一度、新たな建屋に移動して処理をするということでしょうか。それとも、新たな建屋だけで処理をして、それで終わりということでしょうか。

(会 長)

担当、どうぞ。

(清掃リサイクル課長)

し尿の処理につきましては、いろいろな処理の流れがある関係で、建屋を新たに

つくって、そちらで処理をするという工程が生まれてくるわけでありまして。そういう中で、既存施設の中で行う工程がございますので、既存施設の中の設備も一部改良していく工事となります。

(会 長)

他いかがですか。

委員。

(委 員)

すみません、今朝はちょっと遅れまして、御迷惑をおかけしました。

し尿処理場は、多量の重油を使うと思いますけれど、新しい施設での環境負荷がどのように変わりますでしょうか。

(会 長)

担当、お願いします。

(清掃リサイクル課長)

新たに完成する施設におきましては、重油の使用というのはなくなります。

(委 員)

そうですか。では、その新しい処理の仕方というのは、環境負荷が減少すると、そのように考えられるわけですか。

(会 長)

担当、どうぞ。

(清掃リサイクル課長)

先ほど申し上げましたとおり、これまで、最終的には、脱水ケーキについて、焼却処分をしている状況でございましたが、今回の改良に伴いまして、その焼却処分も廃止となりますので、そういった意味で、二酸化炭素の発生の抑制につながるものと捉えております。

(会 長)

委員。

(委 員)

住民の方への説明会が予定されていますけれども、どこでどのように行われる予定でしょうか。

(会 長)

担当、どうぞ。

(清掃リサイクル課長)

現行施設の建設の際に、いろいろと御協議をさせていただいたのが、地元の自治会でございますので、今回の説明会につきましても、一番かかわりのある地元自治会の自治会館をお借りしまして、そこで説明会を開催させていただく予定でございます。

(会 長)

委員。

(委 員)

環境にかかわる住民説明会のときは、その住民の方や、地区の方たちへの広報、こういう説明会がありますよという広報はどのようになさるのでしょうか。自治会の回覧だけですと漏れる方もいらっしゃると思うんですね。その辺、御配慮をお願いしたいのですけれども。

(会 長)

担当、どうぞ。

(清掃リサイクル課長)

対象となる自治会につきましては、自治会の加入率が相当高く、加入されていない方が数名でございますので、その方には、個別にお話をする中で、説明会を開催していきたいと考えております。

(会 長)

ありがとうございました。他はいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本案件につきましては、本日協議事項ということでございますので、次回の当審議会において、御審議、議決という形になろうかと思っておりますので、本日のところは、御承知おきいただければと思います。

ありがとうございました。

8 その他

(会 長)

それでは、次に、議事日程 8、その他にまいります。

本日、その他の案件といたしまして、以前、委員から御提案のございました議事録の発言者名の記載について協議させていただければと思います。

前回は、私からの御提案ということで、委員の改選ということもございますので、新たな委員の意見をお伺いした上でということで、継続協議とさせていただいたところでございます。

事務局で新たな委員の御意見を伺っておられますか。それでは、御紹介をお願いいたします。

(都市計画課長)

事前に市民委員のお二人の方に御意見を伺っております。紹介させていただきますと、自分の意見には責任を持つべきで、「記載した方がよい」との御意見と、一方で、意見が述べやすく、有益な議論を行うため、「記載はしない方がよい」との御意見がありました。

以上でございます。

(会 長)

ありがとうございました。

市民委員の皆さんからも両方の意見があったということでございました。

それでは、若干時間をとらせていただいて、今までのところで何か御発言ござい

ますでしょうか。

御発言がなければ、もう一点、委員から、前回、議事録のホームページでの公開という、御提案があったかと思しますので、併せてこの件についても御議論させていただければと思います。

それでは、ホームページの公開について、事務局で、他市の状況について調査いただきましたので、そちらの報告をお願いいたします。

(都市計画課長)

27市町につきましてアンケート調査を行っております。調査結果につきましては、非公開が3市1町、青梅市と同様、窓口のみの閲覧が4市1町、ホームページでの公開が18市でありました。

なお、ホームページに掲載しております18市のうち、7市が発言者名は未記載とのことであります。

以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、委員の皆さんの御意見を頂戴したいと思います。御発言ある方は、挙手の上でお願いをいたします。いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

(委員)

議事録に氏名を記入というのは、私も前回、記載した方がよいと発言をいたしました。市民委員の方も両方の意見があったということですが、私は、こちらの方は、やはり自分の発言には責任を持つとゆうこともありますし、記載をした方がよいと思っております。

また、ホームページの公開ということで、事務局のほうで他市を調べていただいて、公開しているところが18市、発言者未記載が7市ということで、公開をして、さらに発言者を記載をしているところが、11市ということですので。やはり、今は公開の時代ではないかと思しますので、多数の市がそうであるように、私どものところもそういった改革をしていった方がいいのではないかと思っております。

(会 長)

ありがとうございます。

他の委員の皆さんいかがでしょうか。

委員、どうぞ。

(委 員)

私は、委員の名を記する、そこまでの必要はないと思います。ただ、ホームページには公開してもよろしいんじゃないか、このように思います。

議員は、自分の発言について当然名前は記載するべきと思うのですが、学識経験者および各団体の方もおられるわけですね。そうしますと、ここの議論というのは、個人の発言であるか、あるいは自分の背景にのっとって発言するのかさまざまだと思います。それが、公募委員の方のお立場ですとなおさらだと思うのです。そうしますと、必然的に、そこでの発言が縛られてしまうことが十分ある。議員ということで、議会の中の発言であれば、氏名等当然のことだと思うのですが、市民委員を含めて、さまざまなお立場の方が出ていらっしゃる場合は、私はそこまで記載するのは、逆にいかがなものかなと思います。したがって、冒頭申したとおりの結論であります。

(会 長)

ありがとうございます。

他の委員の皆さん、いかがでしょうか。

委員。

(委 員)

まず、ホームページでの公開ですが、国の省庁では、ホームページで公開していない議事録というのは、ほぼ非公開と見なしているようです。今の時代に、ホームページなど市民が普通にアクセスできるもので公開してこそ公開というふうに考えているようです。

私も、青梅市が、そういった方向性を持つことが大切だと思っております。ですから、ホームページでの公開はぜひやっていただきたい。

それから、委員名なのですが、十数年前までは確かに用途地域の変更など、非常に住民の利害がかかわるような場合に、委員名を公開してその議論を公開する

と、後でいろいろな非難を受けることもあるかもしれない、そういった意見もありました。横須賀市なども、そういった方向で、用途地域の都市計画決定、変更などのときには委員名をふせている時代もあったそうです。

ただ、現在は、全て委員名は公開になっております。それは、やはり、まず、市民が議事録を見たときに、委員名が書いていないと、一体この議論はどういうふうに進んでいるのかわからないと思うのです。皆様も、今の議事録を見ておわかりになると思うのですが、委員名がないと、誰がこの意見を言い、それに対して、誰がということ、賛成があり、反対があり、どういうふうに意見が交わされ、重ねられたかという経緯が見えません。これでは、市民に対して大変に不親切であると思います。

というわけで、委員名を出すのは、情報公開の当然の流れと私は考えておりますし、また、市民に対して説明責任という点でも、委員名は出すべきであると私は考えます。

以上です。

(会 長)

他の御意見いかがですか。

委員、どうぞ。

(委 員)

私は、委員がおっしゃったように、やっぱり皆様の声を幅広く聞きたい。市民委員はしがらみのない、青梅市のために御協力いただいているもので、意見がセーブされるんじゃないかという懸念があります。したがって、あえてそこまでやる必要はないんじゃないかというのが、私の見解です。

(会 長)

ありがとうございます。それでは、結論を長引かせるのもどうかと思いますので、私からの御提案ですけれども、まず、ホームページに議事録という形で公開することについては、皆さんおおむねよいということですので、ホームページに公開することとさせていただきます。

委員名につきましては、他では出しているところ、出していないところがございますけれども、国の社会資本整備審議会部会は委員名は出しておりませんので、今期

につきましては、皆さんにお配りする議事録は発言者名を記載した上で、御確認をいただき、ホームページおよび閲覧用の議事録は委員という形で、議事要録ではなくて議事録を掲載するという形にさせていただきたいと思いますが、いかがでございますか。

(委員)

<異議なしの声>

(会長)

ありがとうございます。それでは、次回から、このような運用に、させていただきたいと思います。その上で、また次期、委員が改選になろうかと思しますので、そのときに委員名までと、次の段階はそういうことを議論することになろうかと思えます。まずは、今までホームページでも公開してないという、あるいは議事要録ということでしたので、改革といいますか、公開に向けた一歩ということで今期はそのようにさせていただければと思います。

事務局から、議事録の件について、今回の変更に伴って事務連絡がございますので、お願いいたします。

(都市計画課計画係長)

それでは、ただいまの議事録の件につきまして、1点御連絡させていただきたいと存じます。

本日の議事録につきましては、原稿ができましたら、御発言いただきました委員へ、郵送等をさせていただき、御発言内容の確認をいただきたいと存じます。特に言い回しや、話し言葉を文章化をするときに意味の取り違いがないよう、御確認をいただければと存じます。

以上でございます。

(会長)

したがいまして、これからは確定の前に御発言内容について、事前に御確認をいただくという手順を入れたいと思います。なるべく早く公表した方が良いと思いますので、できる限り確認は速やかに、行っていただければと思います。よろしくお願いたします。

委員、どうぞ。

(委員)

ホームページの議事録の公開は、過去にさかのぼって公開をなされるのでしょうか。

(会長)

これについて、以前のものについては、過去の委員の皆さんにはそのような議論は継続審議ということにさせていただいておりましたので、私としては、今回からということの方が適切かなと思いますけれど、事務局の方は何かお考えございますか。

(都市計画課長)

これまで御審議をいただき、本日決定したということでございますから、今回の議事録からと考えております。

(会長)

ということで、本日皆さんに御了承いただきましたので、今回の議事録から公開をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、こちらで御用意させていただいた議事は全てでございますが、その他、何か委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

ないようでしたら、事務局の方で何かございますか。

(都市計画課長)

特にございません。

○閉会

(会長)

ありがとうございます。

それでは閉会に当たりまして、市長より一言御挨拶いただければと思います。

(市長)

各委員の皆様におかれましては、熱心に御審議いただきまして、心からお礼を申し上げます。これからも青梅市の都市計画につきまして、御理解、御協力をいただきますよう、よろしく願い申し上げまして、本日の会議を閉会させていただきます。本日は、大変ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、平成28年度第2回青梅市都市計画審議会を閉会いたします。御協力どうもありがとうございました。